

○内閣府令第 号
厚生労働省

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十二条の二第二項、労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十四第三項及び労働金庫法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十一の八第二項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 後藤 茂之

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 令第一号）の一部を次のように改正する。
労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
<p>(個人顧客情報の安全管理措置等)</p> <p>第九十一条 金庫は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(個人顧客情報の漏えい等の報告)</p> <p>第九十一条の二 金庫は、その取り扱う個人である顧客に関する情報(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六條第三項に規定する個人データに該当するものに限る。)の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官及び厚生労働大臣に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(個人顧客情報の取扱い)</p> <p>第三百三十五条 第九十一条から第九十三条までの規定は、労働金庫代理業者について準用する。この場合において、第九十一条の二中「金融庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「金融庁長官等及び厚生労働大臣」と読み替えるものとする。</p> <p>(個人利用者情報の漏えい等の報告)</p> <p>第一百五十二条の二の十二の二 労働金庫電子決済等代行業者は、その</p>	<p>(個人顧客情報の安全管理措置等)</p> <p>第九十一条 金庫は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>〔条を加える。〕</p> <p>(個人顧客情報の取扱い)</p> <p>第三百三十五条 第九十一条から第九十三条までの規定は、労働金庫代理業者について準用する。</p> <p>〔条を加える。〕</p>

<p>取り扱う個人である労働金庫電子決済等代行業の利用者に関する情報（個人情報保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人情報データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を金融庁長官等及び厚生労働大臣に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。</p>	
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この命令は、令和四年四月一日から施行する。